

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「堅実経営に徹し、業績の発展をとおして地域社会の繁栄に寄与する」ことを経営理念として掲げております。当行が、お客さま、地域社会、従業員、株主の皆さまなど、当行に係るあらゆるステークホルダーの信頼をより確かなものとし、「地域に密着した存在感ある銀行」として地域社会の発展に貢献していくためには、企業として透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に取り組むことが経営の最重要課題のひとつだと考えております。

当行の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るためにも、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 1 - 3】(最高経営責任者(CEO)等の後継者計画の策定・運用)

当行は現在、頭取の後継者計画を策定しておりません。今後、後継者候補の育成計画策定に向け、議論を重ねて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

・当行は、地域金融機関として保有意義および経済合理性を十分に検証し、当行の企業価値の維持・向上に繋がらない場合は、政策保有先の十分な理解を得たうえで、縮減に努めます。

政策保有目的の株式については、毎年取締役会で個別銘柄毎に保有意義および経済合理性の検証を実施していきます。

当行の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等、売却を妨げません。

当行は政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、当行や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

・当行は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、当行と政策保有先双方の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適うか否かを基準に議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、当行の企業価値や株主利益に影響を与える等、慎重な検討が必要と判断される議案については、政策保有先と個別に対話を行之、賛否を判断します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

・当行および株主の共同の利益を害する、またはそうした懸念を惹起することがないよう、取締役は、利益相反取引を行う場合、取締役会の承認を得ることとしています。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

・当基金の代議員会、資産運用委員会の構成員には、アセットオーナーとしての機能発揮が図られるよう、当行の財務部門や人事部門経験者等適切な人材を登用するとともに、受益者代表として従業員組合幹部等を配置しています。

また、資産運用委員会において定期的に委託先である運用機関の運用状況のモニタリング等を行っております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略

経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

< 経営理念 > <http://www.aichibank.co.jp/company/disclosure/list/201803/index.html>

< 中期経営計画 > <http://www.aichibank.co.jp/company/disclosure/plan/index.html>

当行は、コア業務純益の増加が株主価値の向上に繋がると考えています。したがって、コア業務純益の目標を設定し、コア業務純益が増加する基盤の構築により、中長期的にROE向上の実現をめざしていきます。

また、ESGの課題につきましては、「愛知銀行倫理・行動憲章」に掲げ、取り組んでいます。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」に掲載しておりますので、ご参照ください。

(3) 報酬の決定方針と手続き

取締役会が経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬を決定するにあたっての方針と手続きにつきましては、有価証券報告書[役員報酬等の内容]に記載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.aichibank.co.jp/company/disclosure/securities_report/index.html)

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名方針と手続き

・取締役会は、銀行業務に精通した一定数の社内取締役と、社外における豊富な経験と多様な知見を有する社外取締役により、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスと多様性を備えた構成としております。

・取締役候補者は、決定プロセスの透明性・公正性を高めるため、「取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針・基準等」に基づき、取締役会の諮問機関である人事委員会の協議を経て、取締役会にて決定します。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する方針】

取締役会は、当行の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成します。

【取締役候補者の選任および取締役の解任に関する手続き】

取締役会は、その過半数を社外取締役で構成する人事委員会において選解任に関し協議の上、議案の決定をします。

【取締役候補者の選任および取締役の解任基準】

(社内取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 当行の「経営理念」および、「企業倫理・行動」に従い、誠実に職務を遂行するとともに、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3. 銀行業務における豊富な経験、優れた実績と、経営に必要な知識および能力を有すること

(社外取締役候補者の選任基準)

1. 取締役として、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待できること
2. 当行の「経営理念」および、「企業倫理・行動」を理解・遵守し、取締役としてふさわしい人格、識見を有すること
3. 経営、法務、財務・会計、行政、教育等の分野における専門的知見、豊富な経験を生かして、経営に対する助言・監督を行うことができること
4. 当行の定める独立性の要件を満たしていること

(社内および社外取締役の解任基準)

取締役として、以下に該当する場合は、人事委員会にて解任につき協議します。

1. 法令または定款に違反する行為を行った場合
2. 職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
3. 健康上の理由等から、職務の遂行が困難となった場合
4. 選任基準に定める基準のうち、いずれかを充足しなくなった場合

(5) 経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名の理由

取締役候補者の選任を行う際の、個々の選任・指名理由につきましては、「第109期 定時株主総会招集のご通知」の6頁から16頁に掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.aichibank.co.jp/company/stockholder/general_meeting/index.html)

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令で定められた事項ならびにその重要性および性質からこれに準ずると認められる事項を除き、業務執行の決定を常務会へ委任しております。

【原則4 - 8】(独立社外取締役の選任)

当行は、銀行業務に精通した一定数の社内取締役と、社外における豊富な経験と多様な知見を有する社外取締役により、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスと多様性を備えた構成としております。

取締役会の員数は、定款で定める20名以内としています。うち監査等委員である取締役は7名以内とし、独立社外取締役を複数名置くこととしております。現在は4名の独立社外取締役を確保しております。

【原則4 - 9】(独立性判断基準)

社外取締役候補者の選任につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、「独立性判断基準」を満たすものとします。

【独立性判断基準】

社外取締役の独立性判断基準として、以下の基準を定める。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者ではないこと
- (5) 最近において、上記(1)から(4)のいずれかに該当していた者ではないこと
- (6) 次に掲げる者(重要でない者を除く)の近親者ではないこと

上記(1)から(5)に該当する者

当行の子会社の業務執行者

当行の子会社の業務執行者でない取締役

最近において または当行の業務執行者に該当していた者

「最近」

・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう

「重要」

・業務執行者については、役員・部長クラスのもの。会計専門家・法律専門家については、公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう

「近親者」

・二親等以内の親族

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の構成)

上記「原則3 - 1(4)に基づく開示」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】(役員の兼任状況)

社外取締役の兼任状況につきましては、「第109期 定時株主総会招集のご通知」の30頁に掲載しておりますので、ご参照ください。

(http://www.aichibank.co.jp/company/stockholder/general_meeting/index.html)

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会の実効性が確保されているか分析・評価を行い、その概要を開示します。なお、2018年度の取締役会評価における結果の概要は以下のとおりです。

・当行は、取締役会の実効性を高めることを目的として、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役への支援体制等について、社外を含む取締役全員を対象とした自己評価によるアンケートを実施し、2018年度の取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行いました。

・評価の集計および分析の結果、当行の取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しております。

・昨年度は「取締役会の構成と規模」および「平易・簡潔な説明による一層の審議充実」を課題として掲げました。「取締役会の構成と規模」につきましては、2019年6月の株主総会終結後、3名の減員となりましたが、今後も更に適切な構成と規模について検討してまいります。「平易・簡潔な説明による一層の審議充実」につきましては、事前説明も積極的に行われており改善はされてきておりますが、資料の提供時期、量など引き続き改善に向け取り組んでまいります。

・今後も、全取締役が更なる審議の活性化と監査・監督機能の強化等、一層の取締役会の整備に向けて以下の課題を共有し、必要な改善を実施してまいります。

(1)経営戦略・中期経営計画の進捗等に対する十分な議論

(2)取締役会における一層の審議充実

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニング方針)

当行は、取締役がその役割・責務を果たしていくうえで必要な知見および能力を向上させるため、就任時および就任以降も継続して外部機関が提供する講習等を含めた機会を提供・斡旋するとともに、その費用を支援します。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲および方法により、株主との建設的な対話の促進に努めます。

株主との対話は、総合企画部担当役員を責任者とし、機会の提供を図るとともに、関係部門と有機的に連携し対応します。

株主との対話の一環として、定期的に会社説明会を開催するとともに、ホームページやディスクロージャー誌等により、適切かつ分かりやすい情報開示に努めます。

株主との対話において寄せられた意見等については、経営陣に対して適切にフィードバックを図ります。

株主との対話にあたっては、金融商品取引法など法令に基づき、インサイダー情報の適切な管理と情報開示の公平性の確保に努めます。

< 愛知銀行倫理・行動憲章 >

[企業倫理・行動]

1. 銀行の公共的使命

愛知銀行は、銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて地域社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

愛知銀行は、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

愛知銀行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

4. 社会とのコミュニケーション

愛知銀行は、経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、株主、お客さま、地域社会といった当行を取り巻く皆さまとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保すべく、広く社会とのコミュニケーションを図る。

5. 人権の尊重

愛知銀行は、すべての人々の人権を尊重する。

6. 働き方の改革、従業員の職場環境の充実

愛知銀行は、従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

愛知銀行は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

愛知銀行は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

愛知銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,418,200	13.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	405,300	3.73
愛知銀行従業員持株会	320,686	2.95
日本生命保険相互会社	261,198	2.40
日本碍子株式会社	242,300	2.23
東邦瓦斯株式会社	237,097	2.18
明治安田生命保険相互会社	205,692	1.89
住友生命保険相互会社	170,000	1.56
住友不動産株式会社	156,300	1.44
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	140,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桂川 明	税理士											
林 昭生	他の会社の出身者											
林 俊保	他の会社の出身者											
江本 泰敏	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桂川 明	○	○	――	桂川氏は、現役の税理士で、銀行の税理及び会計処理方法等についての意見やアドバイスは財務の正確性や透明性確保に寄与しております。監査等委員である取締役として適切な役割を担っていただいており、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、当行の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。

林 昭生	○	○	当行取締役会長(代表取締役)である小出眞市は、林氏が会長を務めていた名古屋市信用保証協会の非常勤理事となっております。	林昭生氏は、長年、名古屋市行政に携わってきたことや元名古屋市信用保証協会会長という経歴から、地域金融機関に求められる経営や企業統治の見識を有しており、経営の監督機能を発揮されております。監査等委員である取締役として適切な役割を担っていただいております。なお、同氏は、当行の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。
林 俊保	○	○	――	林俊保氏は、長年にわたり経営の要職を歴任されております。その経験、知識を活かし、客観的な立場から、経営の監督機能を発揮されております。監査等委員である取締役として適切な役割を担っていただいております。なお、同氏は、当行の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。
江本 泰敏	○	○	――	江本氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しており、経営の監督機能を発揮されております。監査等委員である取締役として適切な役割を担っていただいております。なお、同氏は、当行の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の高い役員と判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の専任職員を設置しております。当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の選任については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と内部監査部門(監査部)及び会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の機能を補完するため、取締役に、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」を設置しております。社外取締役が各委員会の委員（各委員会は社外取締役が委員長）に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

- 報酬委員会（必要に応じて随時開催）
取締役の報酬等に関する事項を協議します。
- 人事委員会（必要に応じて随時開催）
取締役に係る次の事項を協議します。
 - ・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する事項
 - ・取締役に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
 - ・その他取締役の人事に関する重要事項

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期的な企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。
株式報酬型ストックオプションは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、経営の独立性確保の観点から監査等委員以外の取締役としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度の役員報酬等の内容

取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く） 11人 報酬等の総額 202百万円
（うち基本報酬128百万円、賞与38百万円、ストックオプション報酬35百万円）
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く） 2人 報酬等の総額 19百万円
（うち基本報酬15百万円、賞与4百万円）
社外役員 5人 報酬等の総額 25百万円
（うち基本報酬19百万円、賞与6百万円）

注1. 上記員数・報酬等の総額には、2018年6月22日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名および監査等委員1名を含んでおります。

注2. 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は46百万円、員数は4人であり、その内容は、給与35百万円及び賞与11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員及び監査等委員である取締役全員の報酬限度額を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、定時株主総会において決議された報酬額(年額260百万円)の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会の協議を経て取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会において決議された報酬額(年額90百万円)の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会には、常勤の監査等委員を置き、常務会や各種委員会など重要な会議に出席することで行内情報の収集に努め、社外取締役との共有を図る体制としております。また、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任のスタッフを置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の内容

a. 取締役会

取締役会は、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・決議し、取締役の職務執行の監督を行います。取締役は、有価証券報告書提出日現在12名であり、監査等委員である取締役は5名(うち、社外取締役4名)であります。

また、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの諮問機関を設置し、社外取締役が各委員会の委員(各委員会は社外取締役が委員長)に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、原則毎月開催し、法令、監査等委員会規則等に従い、取締役の職務執行の監査・監督を行います。

監査等委員である取締役は、有価証券報告書提出日現在5名であり、うち4名は社外取締役であります。

c. 常務会

常務会は、常務取締役以上の役付取締役で構成され、原則毎週開催し、あらゆる経営課題について議論を交わし、行内情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また、監査等委員が参加して、必要に応じて意見を述べることでできる体制としております。

d. その他の委員会

コンプライアンス委員会、経営管理委員会など組織横断的な各種委員会を設置し、経営陣の関与を高めながら、法令等遵守及び収益管理等経営に関する重要事項を幅広く協議しております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理委員会

リスク管理委員会は原則隔月開催し、各リスク所管部署から市場リスク・信用リスク・流動性リスク等の様々なリスク状況の報告を受け、適切なリスク管理の運営を行うとともに、リスク管理の高度化に取り組んでおります。

b. 監査部

内部監査部門として監査部を設置して、連結子会社を含めた業務執行状況の監査の強化を図っております。

(3) 内部監査及び監査等委員会監査、会計監査の状況

内部監査は、取締役会直轄の組織である監査部により、本部各部・営業店及び連結子会社の内部管理体制(リスク管理体制を含む)等の適切性・有効性について内部監査を実施しております。

監査等委員である取締役は、有価証券報告書提出日現在5名であり、うち4名は社外取締役であります。また、監査等委員会事務局に専属のスタッフを配置し、監査等委員会の補佐を行う体制としております。監査等委員会監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」等に定めるとともに、監査等委員である取締役が、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、監査等委員は、常務会など重要な会議に出席し、議案内容等の検証を行うとともに業務執行に対する監査・監督を行います。

また、監査部長及び常勤の監査等委員は、原則隔月開催されるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか法令等遵守並びにリスク管理の状況について監督を行います。

会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人(指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木賢次、時々輪彰久以下公認会計士14名、その他7名)と監査契約を締結しております。

同監査法人及び当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には、特別な利害関係はありません。

なお、監査等委員会と内部監査部門(監査部)及び会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに、権限の委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率を高めることで更なる企業価値向上を図ることとしております。

なお、平成29年6月23日より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化・意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、年間を通し最も集中する日を避けて開催するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	第107期定時株主総会における議決権行使より、電磁的方法による議決権の行使(パソコン等を用いたインターネットによる議決権行使)も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第107期定時株主総会における議決権行使より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第108期定時株主総会より、株主総会招集ご通知(英訳版)を作成し、当行ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集ご通知を法定期限よりも早期に発送し、発送前に東京証券取引所へ開示するとともに、当行ホームページに掲載しております。また、株主総会での事業報告等の説明には、スクリーンに画像等を映し出すなど、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年1月、2017年1月、7月、2018年3月、4月、7月、8月、2019年3月に名古屋で開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年6月、2016年5月、2017年6月、2018年6月、2019年6月に東京で開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算情報、会社説明会資料、ディスクロージャー誌等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部広報グループにて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「堅実経営・地域中心の営業・リーテイルバンキングの徹底等」を経営方針とする旨、当行「行是」に明記しております。また、「愛知銀行倫理・行動憲章」において、「公共的使命の遂行・質の高い金融サービスの提供・社会とのコミュニケーション等」を倫理観・行動規範として明記しております。 なお、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」には、様々なステークホルダーの利益を考慮する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「愛知銀行倫理・行動憲章」において、「社会とのコミュニケーション」「環境問題への取り組み」「社会貢献活動への取り組み」を謳っております。具体的には、「愛銀ライフサークル」(昭和49年設立)は毎年、「チューリップ交通安全協会の会」(昭和43年設立)は隔年で、社会福祉事業の一助として寄付活動を行っております。平成2年に愛銀教育文化財団を設立し、学術・スポーツを含む教育・文化活動への助成活動や高校生を対象とした文化・体育活動への援助を行っております。また、昭和55年より年1回、各界の著名人を招き、経済・金融問題を中心に愛銀文化講演会を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にステークホルダーに対する情報提供に係る方針を規定しております。

その他

< 女性の活躍推進にかかる取り組み >

当行では、平成27年3月に「ダイバーシティ推進室」を設置し、女性の職域拡大、積極的な管理職への登用他、育児休業者の復帰支援を充実させるなど、女性の更なる活躍を推進するための取り組みを強化しております。

【女性の職域拡大、管理職登用】

管理職へのステップとして、選拔者を6か月間審査トレーニーとして派遣、営業店法人渉外として配置。また、新営業体制移行に伴い、個人渉外から事業先を担当する一般渉外へ職域拡大。職域拡大と併せ、積極登用。

【女性の継続就業支援】

- ・短時間勤務、所定外労働の免除等について「小学校就学始期に達するまで」から「小学校1年修了まで」に対象者を拡大する等、育児休業等に関する規定を整備。
- ・育休者復帰支援セミナー開催および産休前・育休復帰前面談の実施。
- ・産前産後休業者・育児休業者へのサポートを目的とした自宅学習eラーニング「産休&育休サポートプログラム」コンテンツの導入。

< 女性活躍に関する行動計画 >

計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)

目 標 「役職者(係長以上)に占める女性の割合を10%とする」

< 健康経営について >

当行は、堅実経営に徹し、業績の発展をとおして地域社会の繁栄に寄与していくために、従業員とその家族の健康管理・健康づくりが重要であると考え、2018年10月に「あいざん健康宣言」を行いました。

従業員一人ひとりの健康意識の向上、心身の健康増進、働きやすい職場づくりに取り組み、2019年2月に、経済産業省が創設した「健康経営優良法人2019 ホワイト500」の認定を受けました。

今後も、健康経営を推進する施策を拡充し、金融サービスや地域活動を通じて、活力ある地域づくりに貢献してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
役職員は、銀行の経営理念である「行是・行訓」を基に制定された「愛知銀行倫理・行動憲章」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し法令遵守の周知徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。
法令違反行為等を通報・相談する体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、不正行為等の早期発見・早期解決及び是正を図る。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「セキュリティポリシー」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。
取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令及び行内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう行内規定に基づき文書の整理及び保存を行う。
- 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理の基本規定」及び「危機管理規定」に基づき、リスク種類ごとに基本規定・マニュアルを整備しリスク管理を図る。
リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。
信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取締役会へ報告される体制とする。
取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部各部・営業店及びグループ会社の内部監査を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。
また、「職制」「事務分掌規定」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。
取締役は、その業務執行状況について定期的に取締役会に報告する。
- 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関連会社管理規定」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する銀行への承認事項、報告事項を定める。
グループ会社の統括は総合企画部が担当し、「関連会社管理規定」に基づきグループ各社からの業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。
また、銀行の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。
銀行とグループ会社は、コンプライアンス・ホットラインについて、統一的に運用・対応できる体制とする。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補佐するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任の使用人を所属させる。
監査等委員会事務局の使用人の人数及び選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局に所属する使用人の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
常勤の監査等委員へ、重要な稟議・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。
監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制とする。
常勤の監査等委員は、銀行およびグループ会社のコンプライアンス・ホットラインの通報・相談窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を銀行に求めることができる。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行は、「公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求に対しては断固として拒絶する」ことなどを掲げた「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会

的勢力に対しては毅然とした態度で臨む。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) コンプライアンス・リスク統括部を反社会的勢力に係わる統括部署とし、営業店に不当要求防止責任者を配置しております。
- (2) 統括部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するほか、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、具体的な対応方法等について本部各部・営業店の指導を行っております。
- (3) 各種預金規定・取引規定等に「反社会的勢力の排除に係る条項」を設け、反社会的勢力との関係遮断・排除を図っております。
- (4) 反社会的勢力に関する重要な事項は、コンプライアンス委員会において対応等を協議しております。
- (5) 平素から銀行警察連絡協議会、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携強化に努めております。
- (6) 定期的に、「不当要求防止責任者講習会」を開催し、専門会による指導を受けております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの体制



